



第3期都留市男女共同参画推進計画 改訂版

—男（ひと）と女（ひと）が認め支え合う 思いやりがあふれるまち—

都留市

令和4年3月

男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち都留市は、古くは城下町として栄え、先人からの教育・文化を尊重しながら、学園都市として発展してきました。女（ひと）と男（ひと）が、互いの人権を尊重できる「ひとにやさしいまち」を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）が互いの人権を尊重し、真の平等をはぐくむまちをつくります。
1. わたしたちは、たがいに協力し、社会のあらゆる分野で女（ひと）と男（ひと）がともに参画できるまちをつくります。
1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）がともに個性や能力を発揮し、家事・育児・介護・仕事を分かち合う協働のまちをつくります。
1. わたしたちは、国際社会の一員として地球環境を守り、平和を愛する、美しいまちをつくります。

平成 13 年（2001 年）3 月 4 日

山梨県都留市

目次

第一章 計画の基本的な方針	1
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の方向性.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間	3
5. 国の動向	4
6. 都留市のこれまでの取組	5
第二章 男女共同参画を取り巻く現状	6
1. 少子高齢化の進行.....	8
2. 男女の役割や家事・育児〔家庭の男女共同参画〕	10
3. 女性が輝ける職場づくり〔女性の活躍推進〕	11
4. 男性中心の長時間労働改善・働き方改革〔ワーク・ライフ・バランス〕	13
5. 平等・人権〔ハラスメント・暴力〕	15
6. 暮らしやすいまちづくりに向けて	16
第三章 計画の基本的な考え方	18
1. 基本理念	19
2. 目標.....	20
3. 計画の体系図.....	21
4. 主要な成果指標.....	22
第四章 各種施策の推進	26
施策の方向1 男女共同参画推進のための意識改革	27
施策の方向2 女性活躍推進のための意識改革と環境整備.....	29
施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり	32
施策の方向4 男女がともに担う子育てと介護への支援.....	34
施策の方向5 推進体制の充実.....	36
資料編	38



第一章 計画の基本的な方針

1. 計画の趣旨

本市では、全国に先駆けて平成 12 年 3 月に「都留市男女共同参画基本条例」を制定し、翌年には男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画の推進に取り組んできました。

本計画は、前期計画である「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」(平成 18 年 3 月策定)を継承し、更に発展させることを目指し、策定されました。

日本における男女共同参画の取組は、少しずつ輪が広がってきたものの、いまだ多くの課題が残されています。人口減少が加速し、「人生 100 年時代」が到来する中、誰もが自分自身の希望に応じた生き方、学び方、働き方を選べる社会の実現は、持続可能な社会の発展という点でも、非常に重要な課題です。特に直近の数年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、平時から問題視されていた格差や差別が深刻化し、男女共同参画の重要性が再認識されました。歴史的な転換点に直面している今、「新たな日常」の実現に向けた新しい社会の在り方が問われています。

本市においても、人口減少への対応はもちろんのこと、働き方の改革や男女の固定的な家事・育児の役割分担意識の是正など、男女がともに権利を分かち合い、責任を担う男女共同参画社会の実現は最重要課題となっています。

本計画は、「人口減少社会」「人生 100 年時代」を明るく未来にしていくために、また本市に暮らす誰もが生涯にわたり健康で、自由に学び、いきいきと活躍できるまちづくりの実現を目指し、令和 4 年度からの後期推進期間に向け、見直しを行いました。

2. 計画の方向性

現在、日本は人口急減・超高齢化が進行し、急激な人口減少社会に突入しています。特に、地方においては若年層、特に女性の人口流出による人口減少、少子高齢化が深刻な問題であり、その解決に向けて、「まち・ひと・しごと創生」に国を挙げて取り組んでいます。

さらに、令和 2 年 12 月に策定された国の「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、あらゆる分野における女性の参画が伸び悩んでいる背景に、女性に対する暴力や無意識の差別などの問題が根深く存在していることが指摘されています。

また、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2020 アジェンダ」に示された「持続可能な開発目標 (SDGs)」においても、ジェンダー平等の実現はゴール (目標) の 1 つとして定められており、他のゴール (目標) を達成するためにも非常に重要であるという見解がなされています。

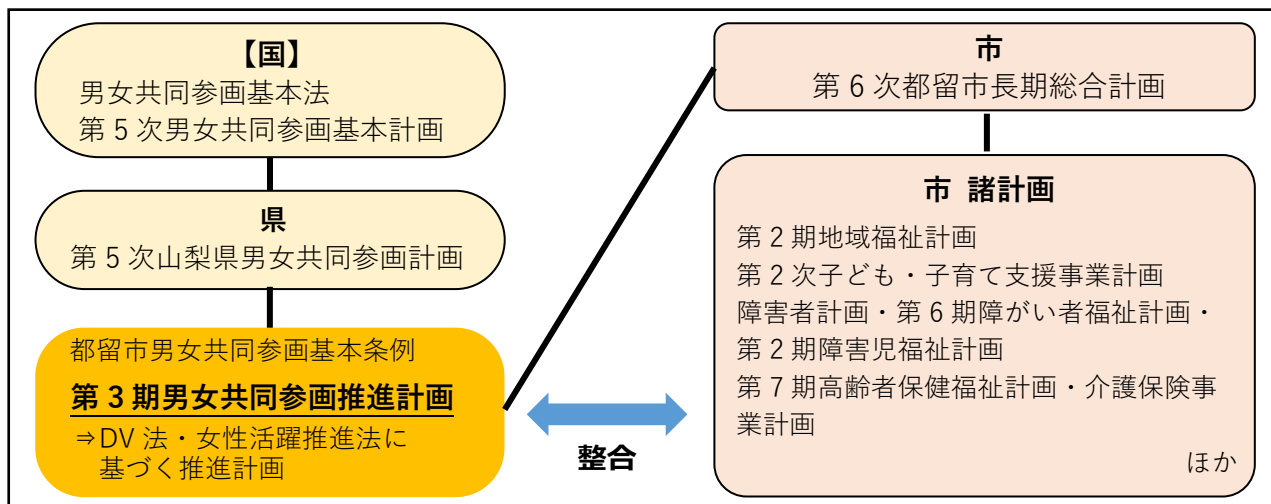
これらの社会情勢や各種調査、関連計画等を踏まえ、本計画における目標、具体的施策を定めます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法及び都留市男女共同参画基本条例に基づき、国や県の計画を踏まえ、「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」を発展的に継承する中で、「第6次都留市長期総合計画」を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。また、都留市男女共同参画推進委員会からの市民の意見を尊重して策定しています。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置づけています。

■第3期都留市男女共同参画推進計画の位置づけ



4. 計画の期間

本計画は、「第6次都留市長期総合計画」と歩調を合わせ、平成28年度から令和8年度までの11年間を計画の期間としますが、前6年を前期推進期間として、その成果等を勘案する中で計画を見直し、後5年を後期推進期間として推進します。また、本市を取り巻く環境の大きな変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

■第3期都留市男女共同参画推進計画の計画期間

計画年次	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
第6次都留市長期 総合計画	前期計画			中期計画			後期計画					
第3期都留市男女 共同参画推進計画	前期推進期間							後期推進期間				

5. 国の動向

日本では、平成 11 年 6 月、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付け、「男女共同参画基本法」が公布・施行されました。平成 12 年には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容が示されました。また同年 4 月、議員立法により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、同年 10 月に施行されました。

令和 2 年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、近年の社会情勢や国際的な課題認識等を踏まえ、以下のような内容が盛り込まれています。

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響 | (5) デジタル化社会への対応 (Society 5.0) |
| (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 | (6) 国内外で高まる 女性に対する暴力根絶の社会運動 |
| (3) 人生 100 年時代の到来 | (7) 頻発する 大規模災害 (女性の視点からの防災) |
| (4) 法律・制度の整備 (働き方改革等) | (8) ジェンダー平等 に向けた世界的な潮流 |

各種施策

第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

⇒指導的地位への女性の参画を拡大し、社会の多様性と活力を高め、実質的な機会平等を担保する

第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

⇒ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る

第 3 分野 地域における男女共同参画の推進

⇒固定的性別役割分担意識等の解消、意志決定過程への女性参画促進を通じた構成で多様性、活力ある地域社会の構築

第 4 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

⇒女性研究者・技術者が差別的扱いを受けることなく能力を最大限に発揮できる環境の整備

第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

⇒暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力を根絶するための基盤づくりの強化を図り、きめ細やかな被害者支援体制を整備する。

第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

⇒様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを推進

第 7 分野 生涯を通じた健康支援

⇒性差に応じた健康について理解を深め、包括的に生涯の健康を支援する取組を総合的に推進する

第 8 分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

⇒平常時から男女共同参画の視点を施策に含め、災害対策・環境問題に取り組む

第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

⇒男女共同参画社会の実現に向け、社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて見直す

第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

⇒固定的性別役割分担意識等を植え付けない・押し付けない取組と男女双方の意識改革・理解促進

第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

⇒国際的議論や政府の取組について情報提供、全てのステークホルダーとの連携・協力・対話

6. 都留市のこれまでの取組

本市では、平成5年に「都留市の女性問題に関する意識と実態調査」を実施し、本市における課題を探るとともに、「女性のつどい」において寄せられた意見及び「都留市女性問題懇話会」の提言により、平成8年3月「都留市女性プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のための指針としました。また、同時に「都留市女性プラン推進委員会」を設置し、「男女共同参画フェスティバル」の開催、出前講座の実施など積極的な施策を展開しました。

平成12年1月に、都留市女性プラン推進委員会より、都留市の男女共同参画社会の実現に向けての取組をより明確なものとするため、市条例の制定に関する要望書（「男女共同参画社会基本条例の制定について」）が提出され、同年3月24日「都留市男女共同参画基本条例」が、議会において全会一致で可決され、即日施行されました。また、同日「都留市女性プラン推進委員会」が「都留市男女共同参画推進委員会」に改組されました。

平成13年3月4日には、全国に先駆けて「男女共同参画都市」を宣言しました。その後、平成18年度から「都留市女性プラン」を引き継ぎ「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」(第2期計画)が策定され、これまで以上に男女共同参画社会の実現のための施策に取り組んできました。

平成27年4月には、「第3期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査」を実施し、第2期計画に基づいたこれまでの取組に対する評価を行うとともに、男女共同参画に関する現状と課題の把握・分析を行い、それを踏まえて、平成28年3月「第3期都留市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画推進のための基本的指針を示しました。

令和3年度に本計画の前期推進期間が終了するため、令和3年7月～8月にかけて「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」「令和3年度働きやすい職場づくりに関するアンケート調査」を実施し、現在の社会情勢や地域のニーズ、重要な社会課題、持続可能な開発目標（SDGs）などの最新情報を考慮しながら、計画の見直しを行いました。



平成30年2月
第20回都留市男女共同参画
推進フェスティバル



令和2年3月
第10期都留市男女共同参画
推進委員会 活動報告会



令和2年7月
第11期都留市男女共同参画
推進委員会 第1回会議

第二章 男女共同参画を取り巻く現状

第二章 男女共同参画を取り巻く現状

第二章では、世界や日本の社会経済状況の変化を踏まえつつ、令和 3 年 7 月に実施した「令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査」などの結果を紹介しながら、男女共同参画を取り巻く現状について分析します。

■令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査

名称	令和 3 年度男女共同参画に関する市民意識調査 ※以下、「R3 市民意識調査」といいます。
実施主体	都留市・都留市男女共同参画推進委員会
対象者	無作為に抽出した 20 歳以上の市民 1,000 人
調査方法	郵送法（調査票を郵送配布・郵送回収）
実施時期	令和 3 年 7 月～8 月
有効回収率	38.6%

■令和 3 年度働きやすい職場づくりに関するアンケート調査

名称	令和 3 年度働きやすい職場づくりに関するアンケート調査 ※以下、「R3 事業所調査」といいます。
実施主体	都留市・都留市男女共同参画推進委員会
対象者	都留市商工会の協力により、都留市内に営業所・施設等を置く従業員 10 人以上の事業所を 117 社選定
調査方法	郵送法（調査票を郵送配布・郵送回収）
実施時期	令和 3 年 7 月～8 月
有効回収率	47.0%

■その他の参考調査

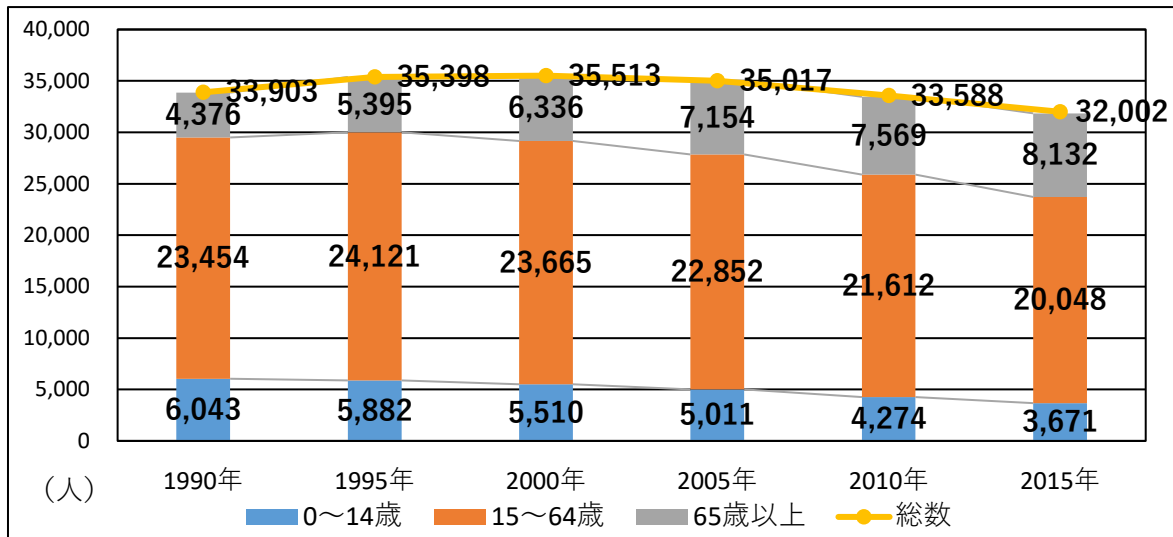
名称	第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査 ※以下、「H27 市民意識調査」といいます。
実施主体	都留市・都留市男女共同参画推進委員会
対象者	無作為に抽出した 20 歳以上の市民 1,000 人
調査方法	郵送法（調査票を郵送配布・郵送回収）
実施時期	平成 27 年 4 月～5 月
有効回収率	43.4%

名称	男女共同参画に関する企業アンケート調査 ※以下、「H28 事業所調査」といいます。
実施主体	都留市・都留市男女共同参画推進委員会
対象者	都留市商工会の協力により、都留市内に営業所・施設等を置く従業員 10 人以上の事業所を 188 社選定
調査方法	郵送法（調査票を郵送配布・郵送回収）
実施時期	平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月
有効回収率	32.4%

1. 少子高齢化の進行

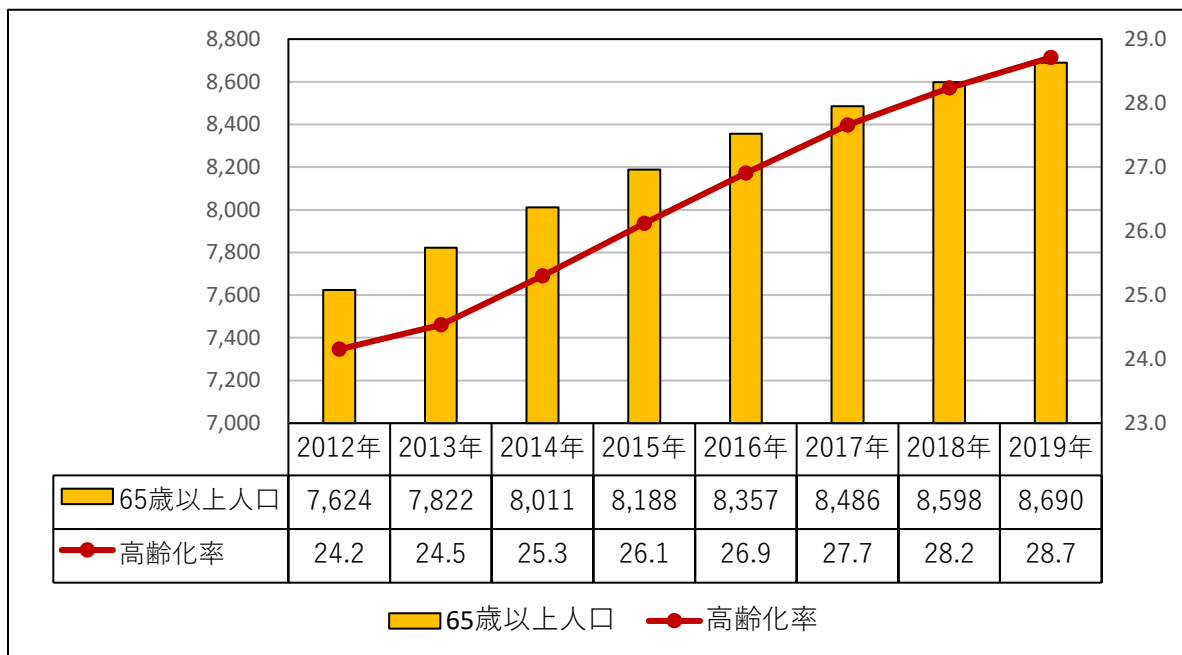
日本の人口構造は、急速に少子高齢化が進み、人口減少が続いています。本市においても例外ではなく、65歳以上の高齢人口は増加傾向にあり、高齢化率も上昇しています。一方、14歳未満の幼年人口、65歳未満の生産年齢人口は減少しています。（図表1、2）

【図表1 都留市の総人口と年齢3区分別人口の推移】



出典：国勢調査

【図表2 都留市の総人口と年齢3区分別人口の推移】



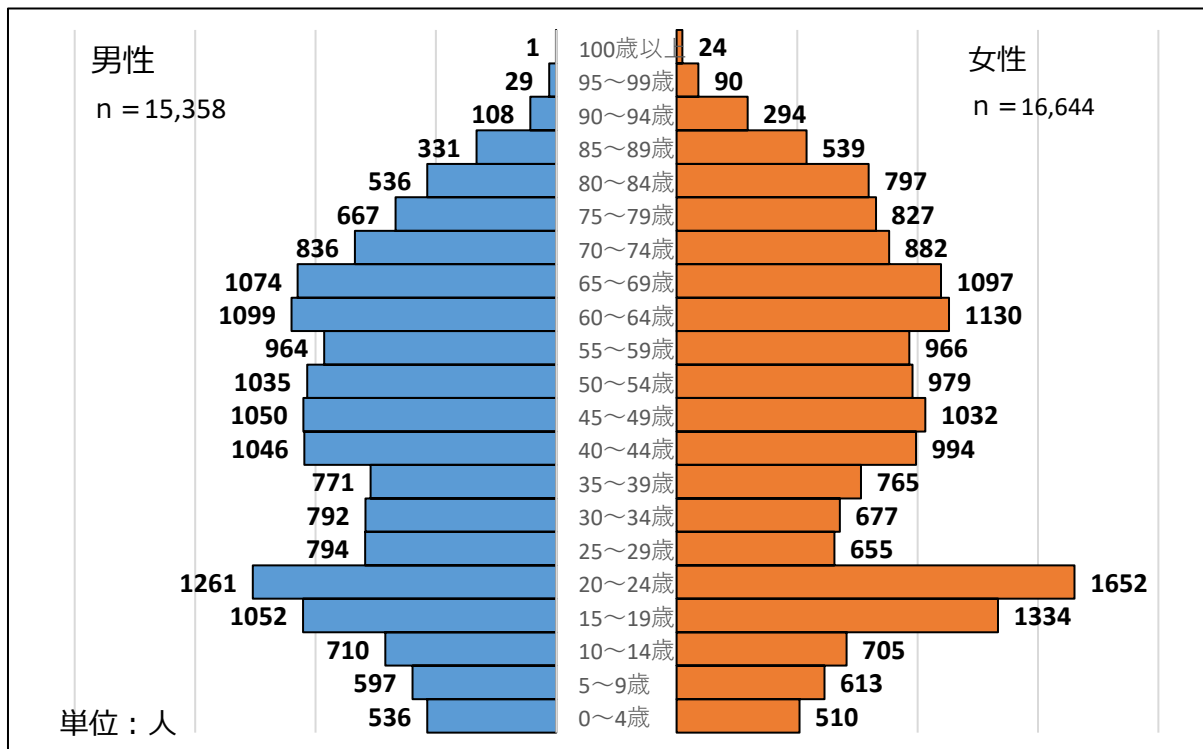
出典：住民基本台帳

第二章 男女共同参画を取り巻く現状

人口ピラミッドを見てみると、15～24 歳が突出して多いことが本市の特徴であり、市内に 3 つの高等教育機関を有していることが、15～24 歳の若者が多い要因となっています。(図表 3)

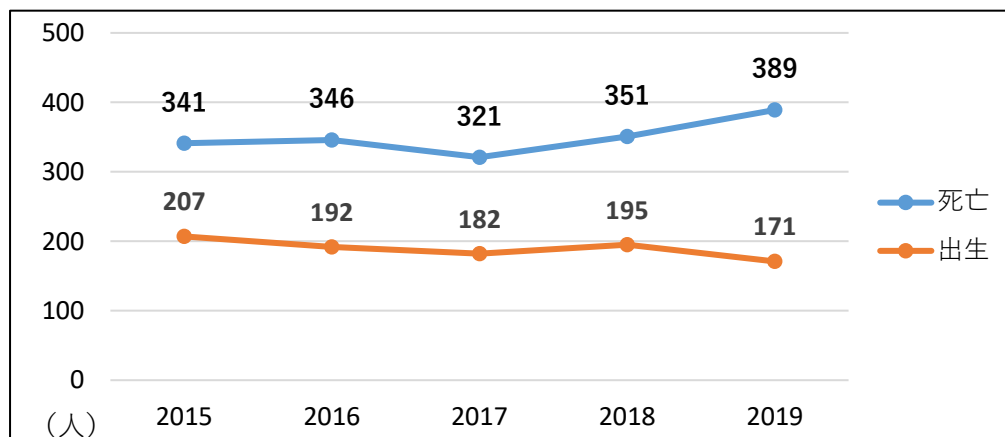
また、人口増減の推移を見てみると、2015 年～2019 年の出生数、死亡数の比較では、死亡数が増加傾向にあるのに対し、出生数は横ばいから減少傾向で、徐々にその差が開いていることが分かります。(図表 4)

【図表 3 都留市の人口ピラミッド（平成 27 年度国勢調査）】



出典：国勢調査

【図表 4 出生数と死亡数の推移】



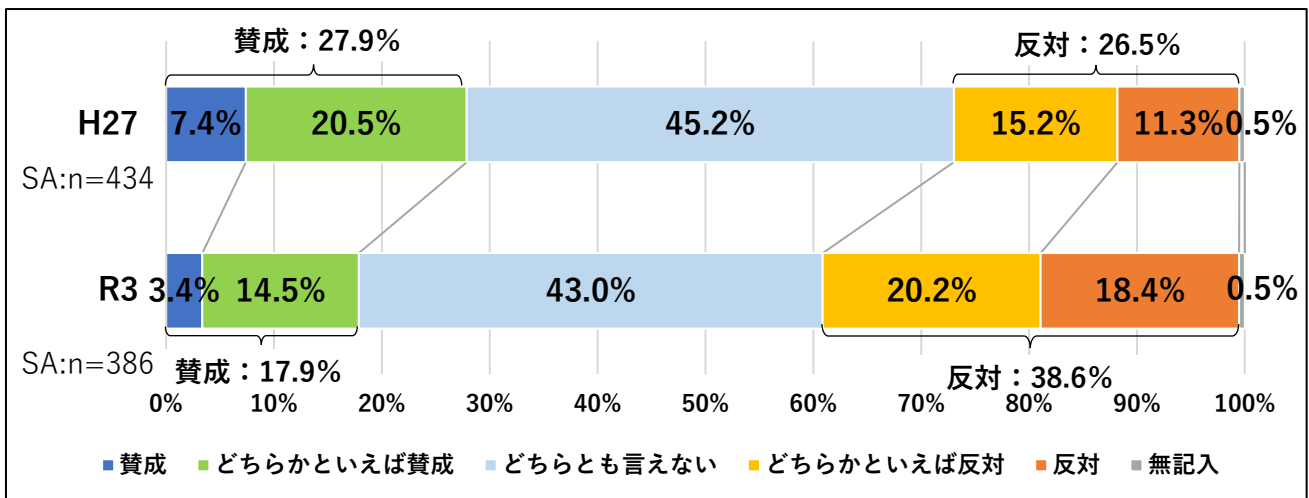
出典：人口動態統計

2. 男女の役割や家事・育児〔家庭の男女共同参画〕

固定的な性別役割分業意識については、市民意識調査の結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」と答えた方は減少しています。（図表 5）

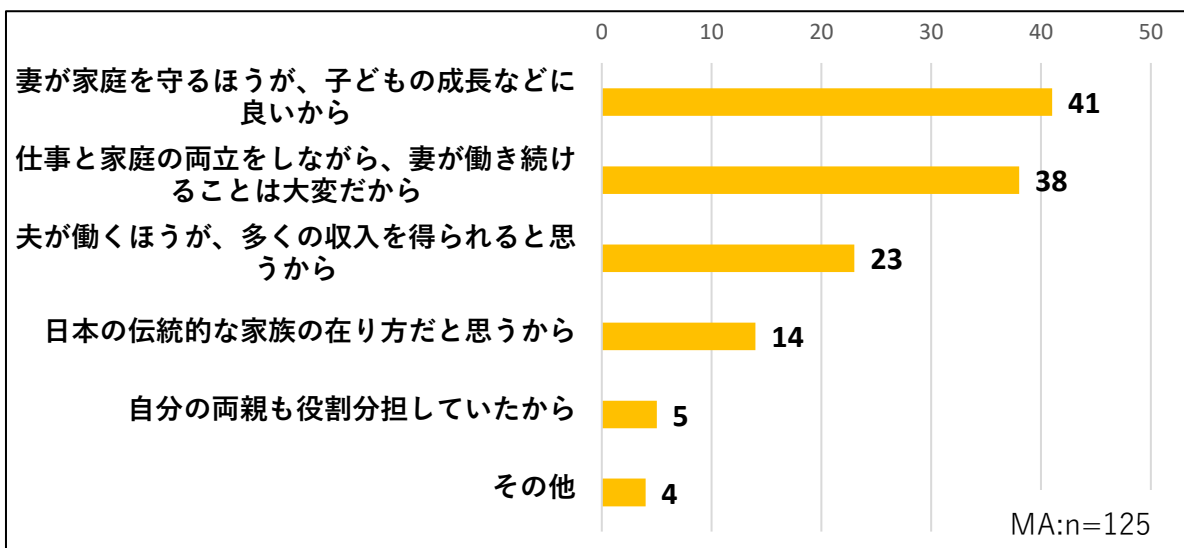
「賛成」「どちらかといえば賛成」を選んだ理由では、「妻が家庭を守るほうが、子どもの成長などに良いから」と答えた人が最も多く、次に「仕事と家庭の両立をしながら、妻が働き続けることは大変だから」という回答が多くなりました。（図表 6）

【図表 5 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思うか】



出典：H27 市民意識調査・R3 市民意識調査

【図表 6 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成と答えた理由】



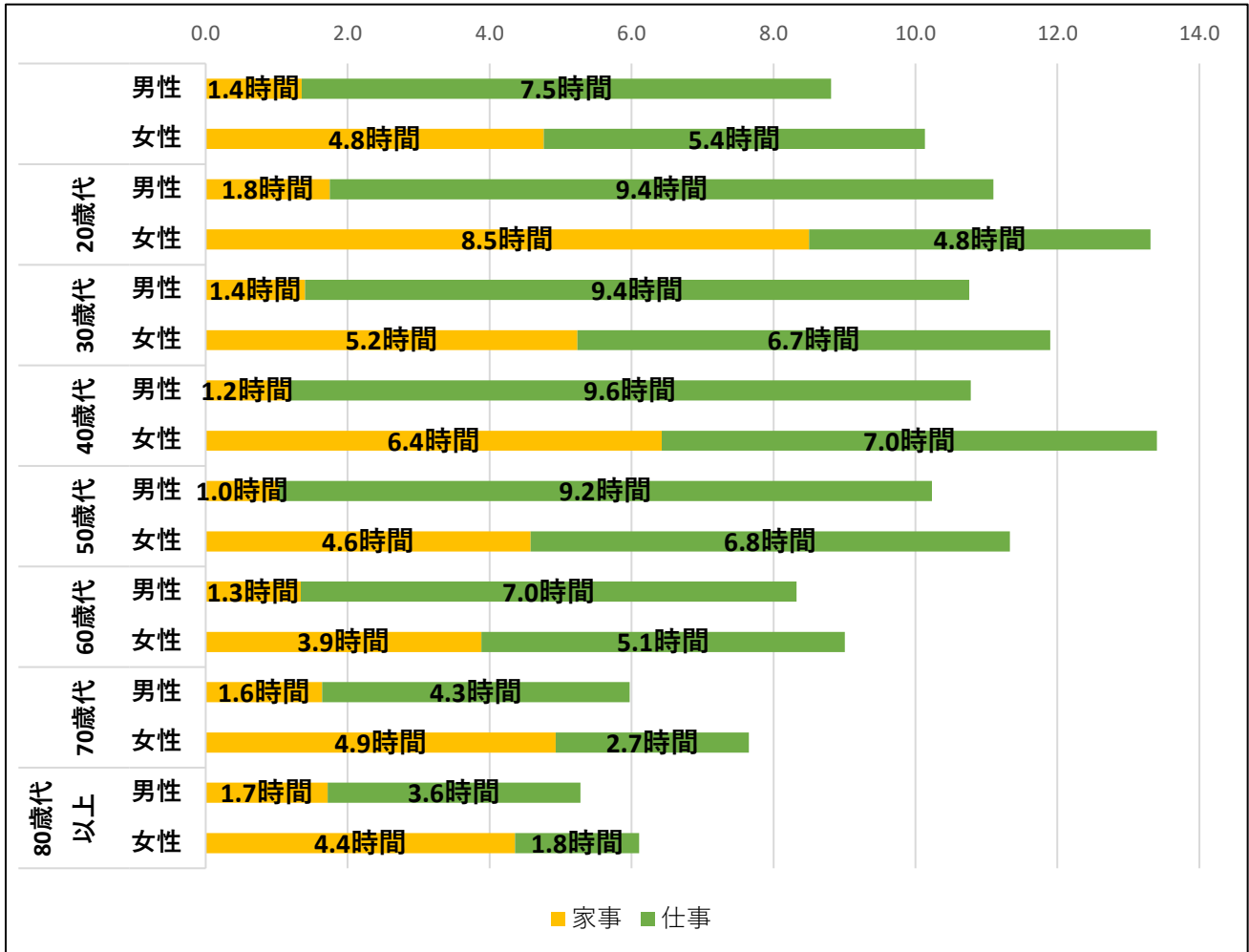
出典：R3 市民意識調査

また、家庭での家事や育児の状況については、1日に行う家事の時間、仕事の平均時間を聞いたところ、配偶者のいる回答者で、男女差が大きく見られました。

第二章 男女共同参画を取り巻く現状

特に、20～30 歳代の男性で仕事に費やす時間が最も長く、家事と仕事両方の時間を合わせると、全年齢で女性のほうが 1 日に費やす無償労働、有償労働の時間が長いことが分かります。(図表 7)

【図表 7 1 日に行う家事の時間・仕事の時間の平均 配偶者がいると答えた人】



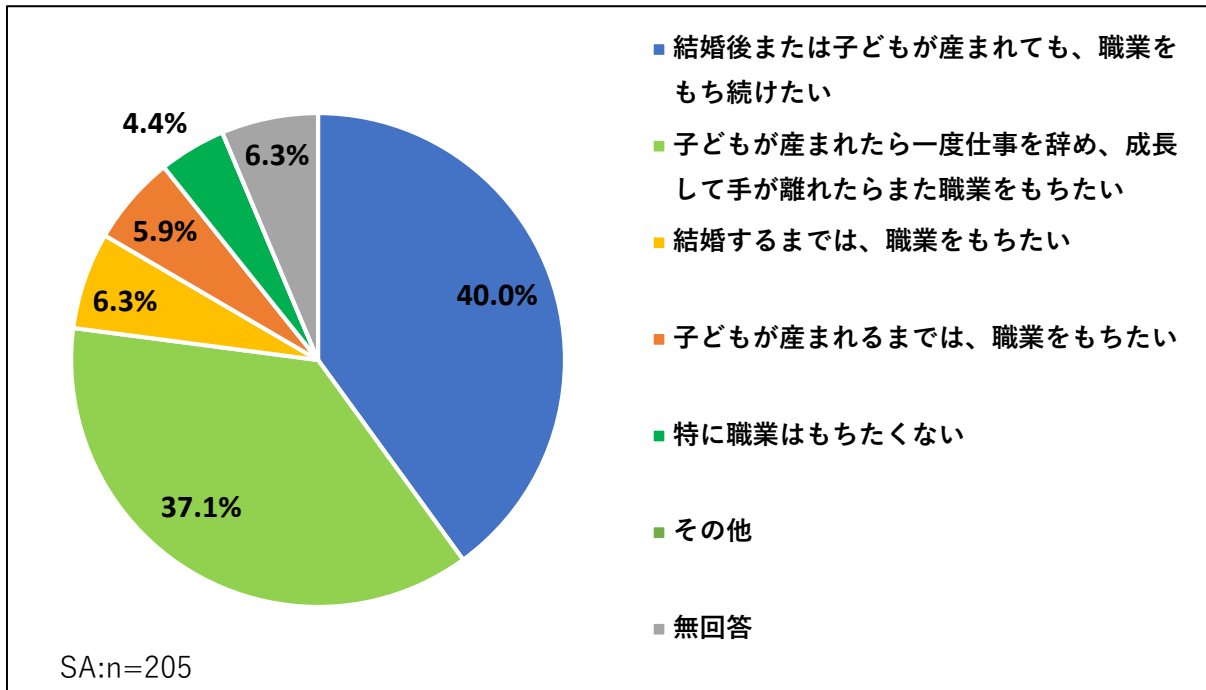
出典：R3 市民意識調査

3. 女性が輝ける職場づくり〔女性の活躍推進〕

国の第 5 次計画では、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、持続可能な社会、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながるとして、様々な分野における指導的地位への女性の参画を推進しています。計画の中では、特に政治分野、経済分野における女性の参画が、諸外国と比べて遅れていることから、意志決定過程への女性の参画を更に推進することを目指しています。

市民意識調査で、女性の働き方について聞いたところ、多くの女性が結婚や出産などのライフイベントを経験しても仕事を続けたい、と考えていることが分かります。(図表 8)

【図表 8 女性の働き方についての考え方】

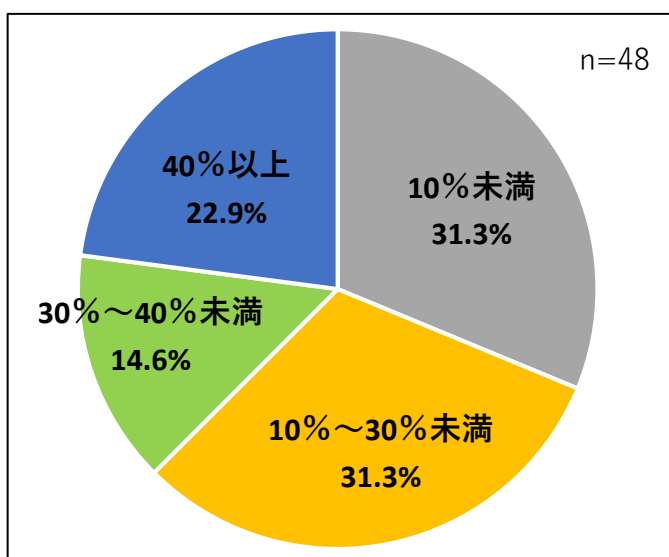


出典：R3 市民意識調査

また、事業所調査において、市内事業所の女性管理職の割合を調査したところ、10%未満と10%～30%未満と回答した事業所が最も多い結果となりました。（図表 9）

女性管理職が少ない理由としては、「女性の従業員が少ない、いない」が最も多く挙げられました。

【図表 9 管理職に占める女性の割合】

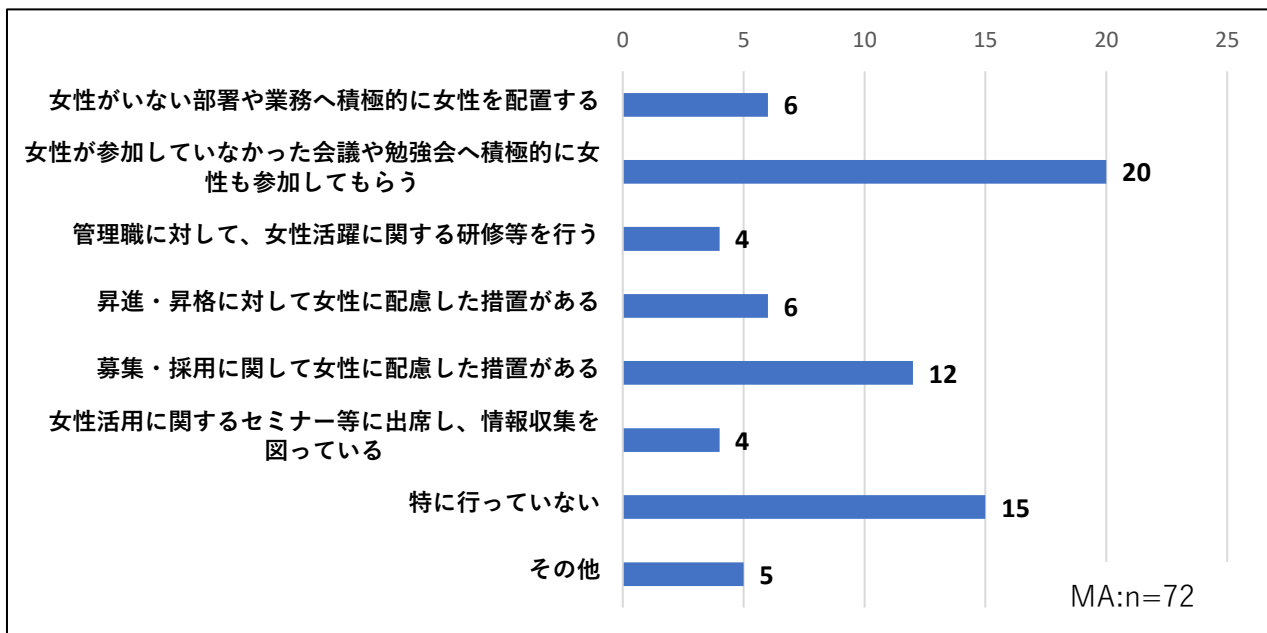


出典：R3 事業所調査

さらに、女性の活躍を推進するための取組について聞いたところ、「女性が参加していなかった会議や勉強会へ積極的に女性も参加してもらう」が最も多い回答でした。

一方で、特に行っていないと回答した事業所も多く、経済分野における女性の参画を促すための取組が必要とされています。(図表 10)

【図表 10 女性の活躍を推進するための取組の実施状況】



出典：R3 事業所調査

4. 男性中心の長時間労働改善・働き方改革〔ワーク・ライフ・バランス〕

女性の活躍を推進していくには、男性中心の長時間労働慣行が見直され、男性の働き方改革が進むことも重要です。

市民意識調査において、男性の育児休暇・介護休暇の取得意思について聞いたところ、前回の H27 市民意識調査に比べ、取得したいと考えている人が増えています。(図表 11)

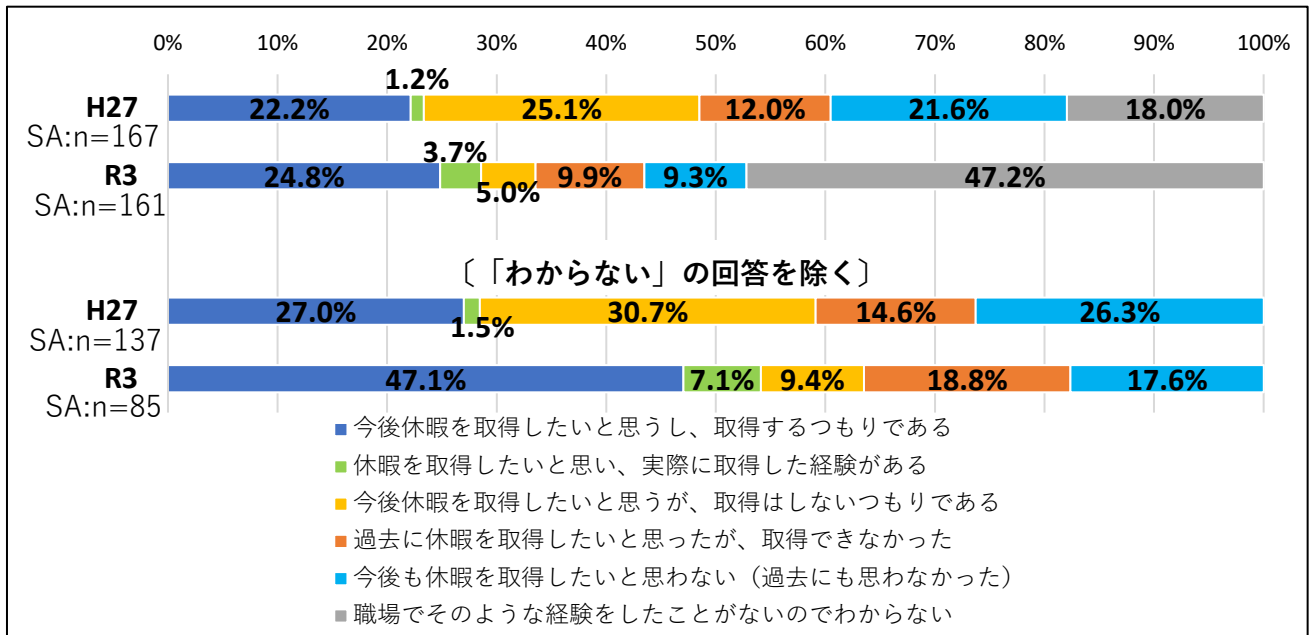
一方で、休暇を取得できない理由として、「職場の理解を得られない」が最も多く、次に「仕事が忙しい」が多く挙げられていることから、男性の家庭への参画を推進するには、職場や地域が一体となった働きやすい環境づくりが欠かせないことが分かります。(図表 12)

事業所においては、事業所調査の結果から、育児休業制度、介護休業制度を整備している事業所が増えており、働きやすい職場環境の整備が進められています。(図表 13、14)

また、男性の育児休業の取得状況を事業所調査で聞いたところ、H28 事業所調査時は過去 5 年間に取得した人は 1 人でしたが、R3 事業所調査では、15 人に増加しました。

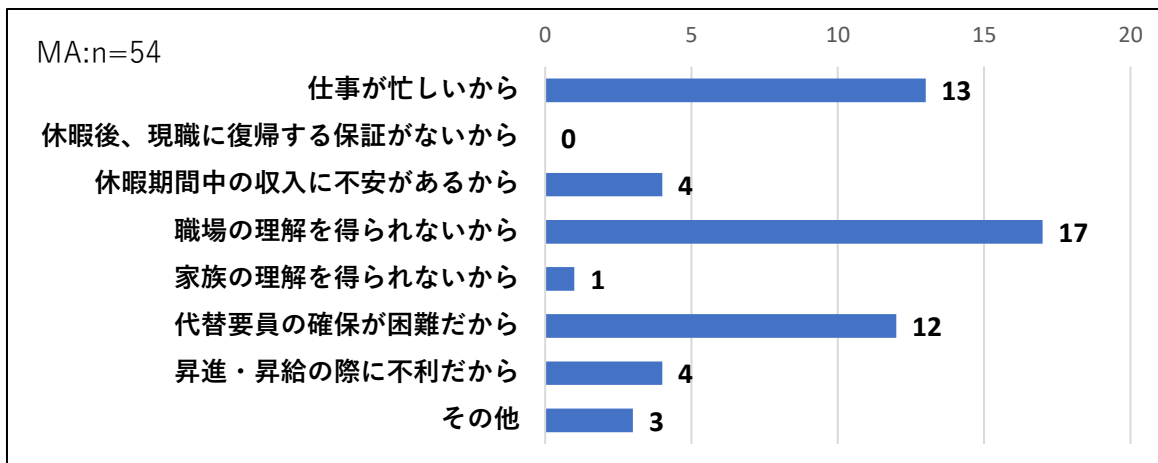
第二章 男女共同参画を取り巻く現状

【図表 11 育児休暇・介護休暇を取得したいと思うか 男性のみ】



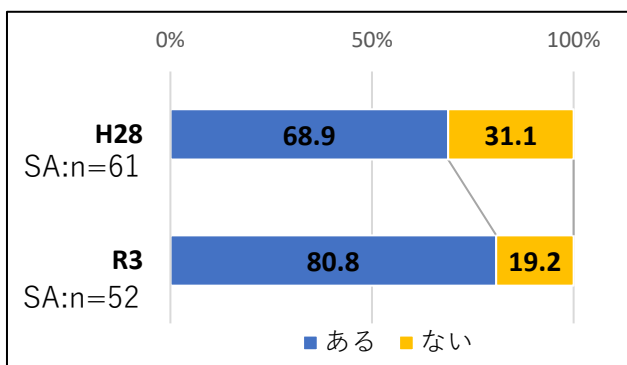
出典：H27 市民意識調査・R3 市民意識調査

【図表 12 休暇を取得しない・取得しなかった理由】

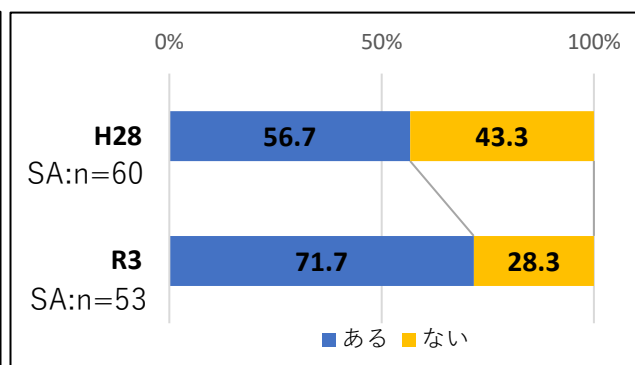


出典：R3 市民意識調査

【図表 13 育児休業制度の有無】



【図表 14 介護休業制度の有無】



出典：R3 事業所調査

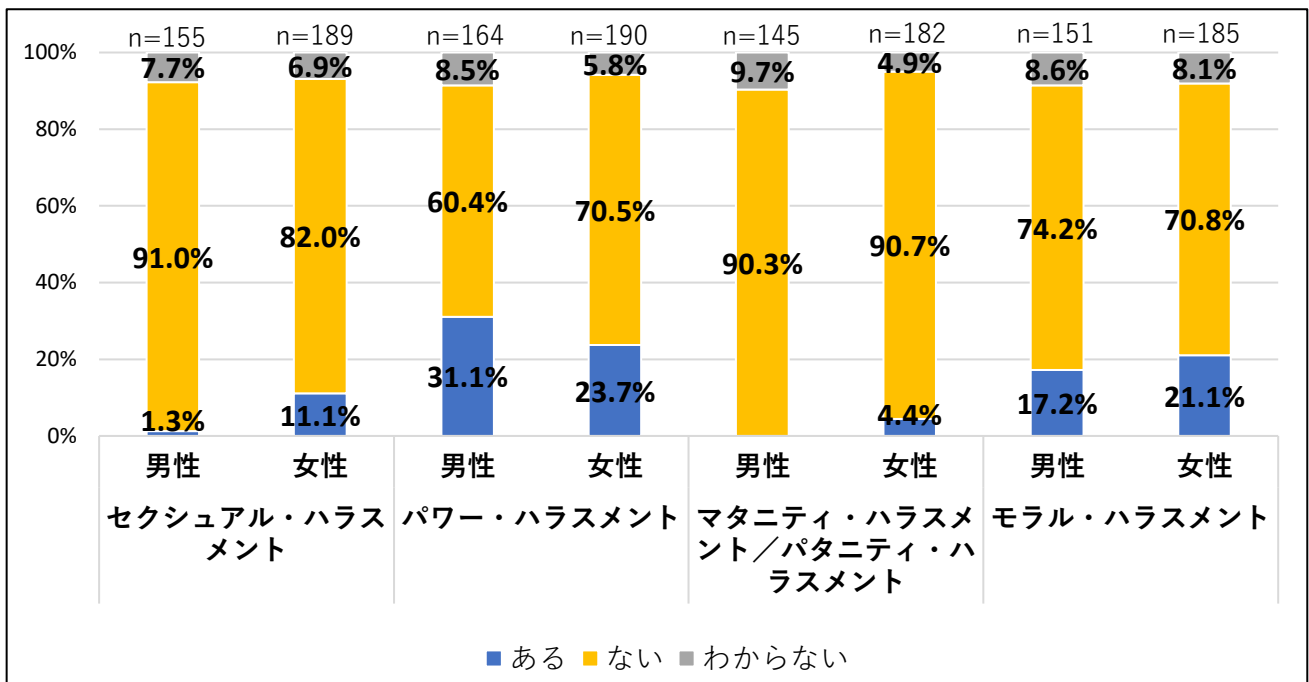
5. 平等・人権〔ハラスメント・暴力〕

ハラスメントや暴力の問題は、人権侵害や犯罪にも発展しうる可能性のある問題であり、誰もが健やかに安心して暮らせる社会を実現するために、非常に重要な課題です。

しかしながら、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により、平時から存在していた男女間の差別や暴力が拡大し、その被害の大きさが顕在化しました。特に、弱い立場にある女性への配偶者等からの暴力の増加、性暴力の増加と被害の深刻化が懸念されており、世界共通の課題として、この問題への対処が求められています。

市民意識調査において、日常生活でハラスメントを受けた経験があるか聞いたところ、「パワー・ハラスメントを受けたことがある」と回答した人が最も多く、女性よりも男性が多い結果となりました。また、セクシュアル・ハラスメントについては、被害者の多くが女性である、という結果も出ています。(図表 15)

【図表 15 日常生活でハラスメントを受けた経験 男女別】



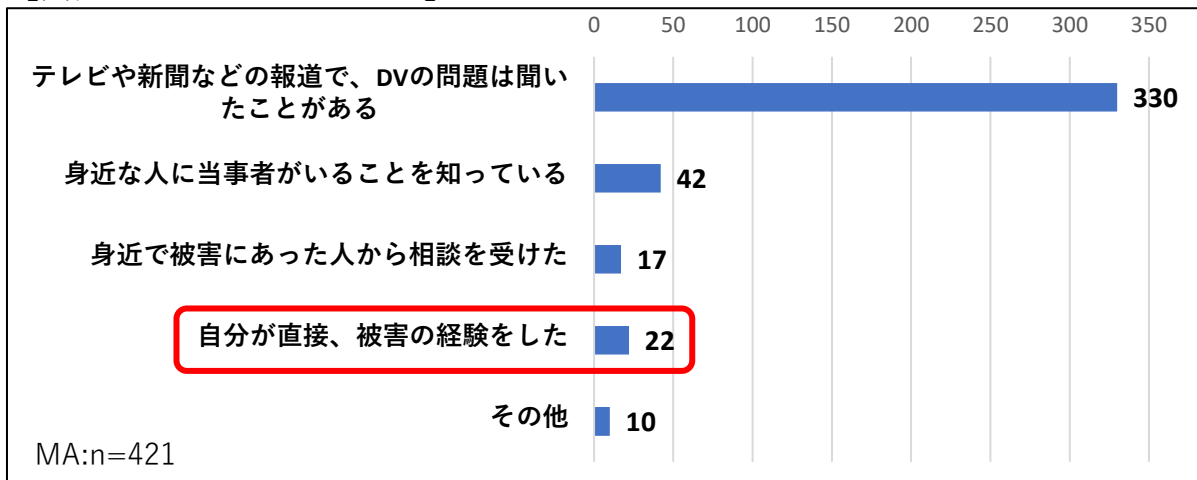
出典：R3 市民意識調査

市民意識調査において、家庭内暴力（DV）に対する認識について聞いたところ、「テレビや新聞などの報道で聞いたことがある」と答えた人が最も多い結果でした。

「自分が被害を受けた」と答えた人は、H27 市民意識調査の結果（4.7%）から増加しています。(図表 16)

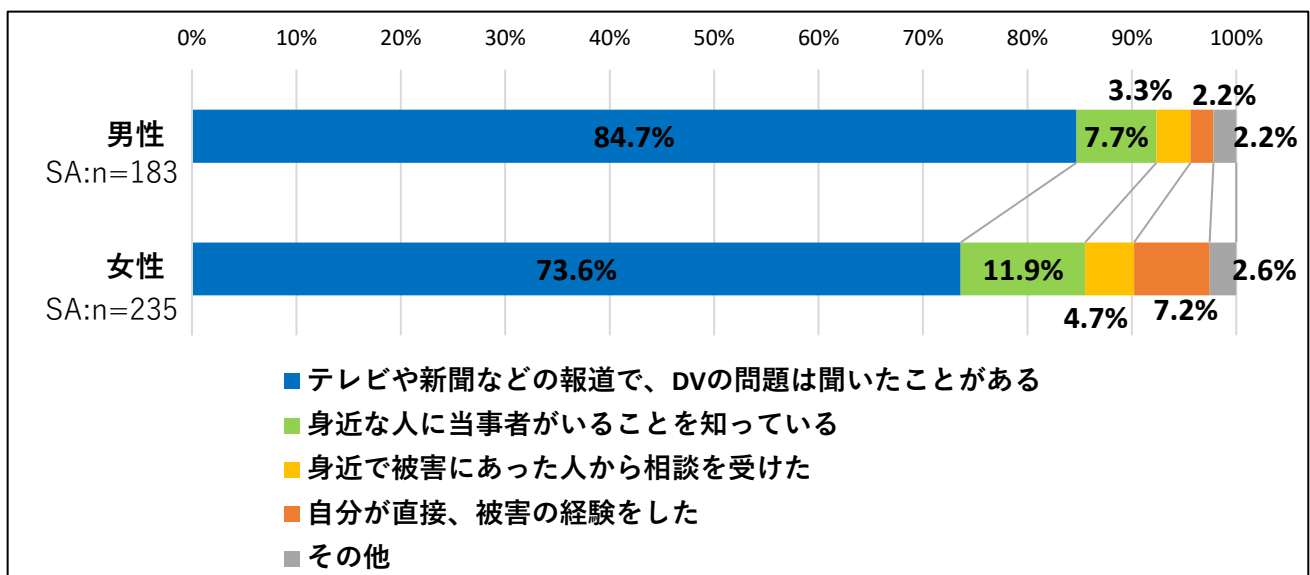
また、「自分が被害を受けた」と答えた人の多くは女性であることも分かります。(図表 17)

【図表 16 DV に対する認識】



出典：R3 市民意識調査

【図表 17 DV に対する認識 男女別】



出典：R3 市民意識調査

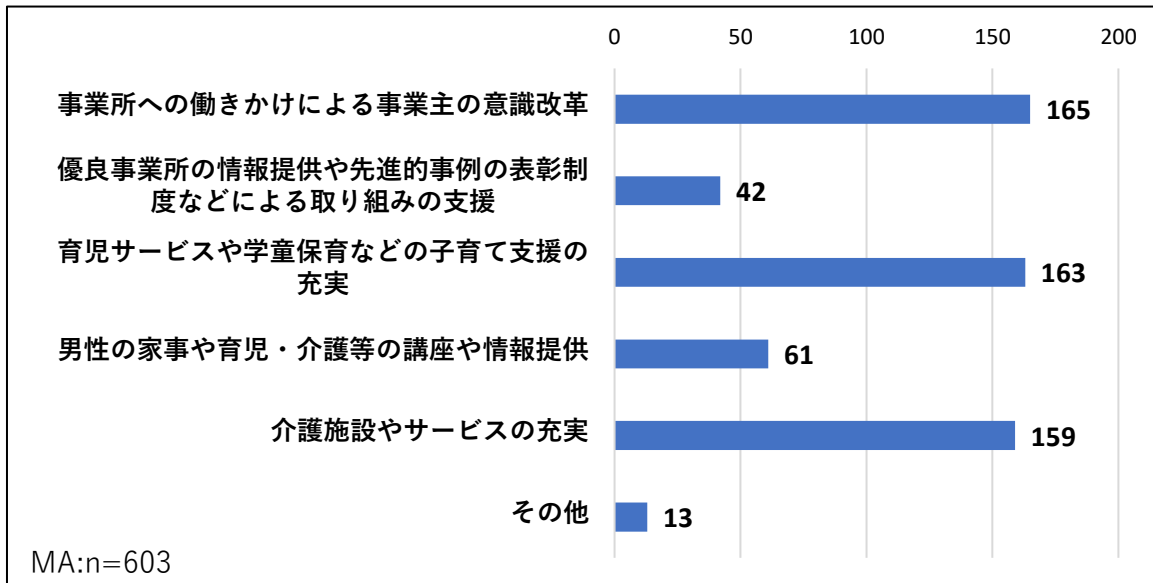
6. 暮らしやすいまちづくりに向けて

男女共同参画社会を実現するためには、ひとりひとりが当事者意識を持ち、地域一体となって取り組んでいくことが大切です。

市民意識調査で、地域の声を行政の取組に反映させるため、必要な支援について聞いたところ、安心して働き続けることができる環境の整備や制度、サービスの充実が多く挙げられました。(図表 18、19)

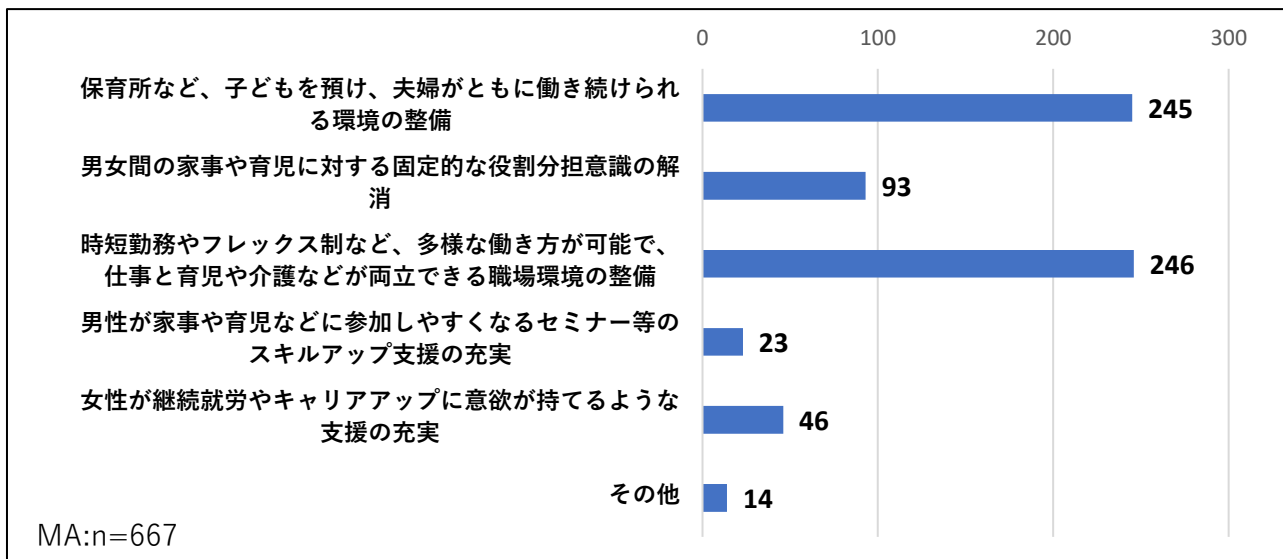
第二章 男女共同参画を取り巻く現状

【図表 18 ワーク・ライフ・バランス実現のために行政に望む支援】



出典：R3 市民意識調査

【図表 19 子育て世代が働きながら安心して子育てができるようにするために必要な支援】



出典：R3 市民意識調査

計画の見直しにあたっては、以上のような調査結果などを参考にしながら、各種施策を再度精査し、後期推進期間における取組について検討してきました。

第三章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である「第6次都留市長期総合計画」の基本理念として掲げている「都留市自治基本条例」（平成20年12月制定）を考慮する中で、次のとおりとします。

ひと ひと

男と女が認め支え合う

思いやりがあふれるまち

この基本理念を掲げることで、すべての人の思いやりの実践により、都留市に暮らす一人ひとりが、その人らしく生きることができるまちを目指します。ここでは、すべての人を「男（ひと）と女（ひと）」と表していますが、性別や年齢、国籍、考え方などの違いに関わらず、都留市で暮らす誰もが、その時々のライフステージによって、自分の希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選ぶことのできる社会の在り方が求められています。

■ 都留市自治基本条例について

市民・事業者・市民活動団体・行政・議会など、地域に関わる人々が協力して、元気でいきいきとした生活を送れるまちを創るための制度やしくみを定めるものとして、平成20年12月に都留市自治基本条例を制定しました。この条例は、本市の自治の理念や市の運営の基本的なルールを決めたもので、市の最高規範といえます。

都留市自治基本条例 前文一部抜粋

私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。

そのためには、市民、議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現します。

2. 目標

■ 総合目標

男女が互いにその人権を尊重しながら、責任も分かち合い、性別などの違いに関わりなくその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画の実現を目指し、本計画は「男女共同参画社会の実現」を目標とします。

■ 基本目標

本計画は以下の5つの基本目標に沿って取組を推進します。

I. 「男女共同参画」が当たり前になる意識

市民が家庭、学校、社会などあらゆる場を通じ、男女共同参画の意識や考え方を自然と身に付けることができるまちを目指します。

II. 女性が輝く活力あふれた社会

女性があらゆる場面において、その個性と能力を十分に発揮できるまちを目指します。

III. 男女ともに自由な選択ができる社会

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるまちを目指します。

IV. 男女ともに責任と権利を分かち合う社会

安心して子育てや介護ができ、男女がお互いに自立し、ともに支え合うことができるまちを目指します。

V. 様々な主体が連携し協力する社会

行政や市民、事業所、地域、学校などあらゆる主体が対等な立場で連携しながら男女共同参画社会を実現していくまちを目指します。

3. 計画の体系図

基本目標	施策の方向	施策
I. 「男女共同参画」が当たり前になる意識	1. 男女共同参画推進のための意識改革	(1) 男女共同参画の意識づくり (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 (3) 人権の尊重とあらゆる暴力などの根絶★
II. 女性が輝く活力あふれた社会	2. 女性活躍推進のための意識改革と環境整備	(1) 女性活躍推進のための意識改革★ (2) 女性の積極的登用★ (3) 女性の就労支援★
III. 男女ともに自由な選択ができる社会	3. ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発★ (2) 事業所への啓発★
IV. 男女ともに責任と権利を分かち合う社会	4. 男女がともに担う子育てと介護への支援	(1) 男性の子育てや介護への参画促進★ (2) 行政や地域全体で行う子育て・介護への支援
V. 様々な主体が連携し協力する社会	5. 推進体制の充実	(1) 市民と行政の協働に基づく推進体制の整備 (2) 庁内推進体制の強化

★は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画関係の施策

◆ 後期推進期間において取組を強化するポイント

● 施策の方向 2 女性活躍推進のための意識改革と環境整備

前期推進期間では施策の方向を「女性の活躍支援」としていましたが、後期推進期間において取組を強化するため、より具体的に「女性活躍推進のための意識改革と環境整備」と変更しました。女性活躍に向けた職場や社会の環境整備を推進するとともに、女性自身が社会でいきいきと活躍することに前向きになれるような意識改革を推進します。

● 施策の方向 4 男女がともに担う子育てと介護への支援

「人生 100 年時代」を迎えるこれからの社会においては、全ての人々が、その時々ライフステージによって、希望する働き方・学び方・生き方を選択できるようになることが求められています。誰もが仕事以外に個人として家庭や地域などの多様な活動に参加し、生涯にわたって豊かな人生を送れるような社会を目指すため、意識改革や環境整備を推進します。

4. 主要な成果指標

本計画では、より実効性を高めるため、施策の方向 1～4 に対してそれぞれ主要な成果指標を設定し、計画の前期推進期間終了年にあたる令和 3 年と最終年にあたる令和 8 年の目標値を定めています。成果指標については、進捗状況を調査し、現状の把握に努めています。

施策の方向 1 男女共同参画推進のための意識改革

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
「男女共同参画」という用語の理解度	29.5% (H27 市民意識調査)	36.5% (R3 市民意識調査)	50%	100%
男女共同参画に関する学びの時間を設ける小中学校数	0 校 (H27 年度実績)	11 校 (R2 年度実績)	6 校	11 校
ドメスティック・バイオレンスの被害を受けていると回答した人の割合	4.7% (H27 市民意識調査)	5.7% (R3 市民意識調査)	0%	0%

参考指標	実績値 (H27)	実績値 (R3)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方	賛成 27.9% 反対 26.5% (H27 市民意識調査)	賛成 17.9% 反対 38.6% (R3 市民意識調査)
ハラスメントを受けたことが「ある」と回答した人の割合	セクシュアルハラスメント 10.8% マタニティ/パタニティハラスメント 4.4% (H27 市民意識調査)	セクシュアルハラスメント 6.7% パワーハラスメント 27.0% マタニティ/パタニティハラスメント 2.4% モラルハラスメント 19.2% (R3 市民意識調査)
職場でのハラスメント防止に取り組む事業所	55.7% (H28 事業所調査)	75.5% (R3 事業所調査)
DV に対する認識	「テレビや新聞、近所の噂などで知っている」69.4% (H27 市民意識調査)	「テレビや新聞などの報道で、DV の問題は聞いたことがある」78.4% (R3 市民意識調査)

施策の方向 2 女性活躍推進のための意識改革と環境整備

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
市の審議会委員等への女性の登用率	24.7% (H27 年度実績)	22.4% (R3 年 4 月時点)	30%	40%
市内事業所における指導的地位に占める女性の割合	15% (H21 事業所調査)	23.4% (R3 事業所調査)	30%	40%
市職員の管理職に占める女性の割合	7.7% (一般行政職 H27 年度実績)	22.7% (一般行政職 R3 年度実績)	30%	40%
各地域協働のまちづくり推進会における女性役員の割合	22.6% (H27 年度実績)	17.1% (R2 年度実績)	30%	40%
女性活躍や女性のエンパワーメント等に関する講座への参加者数 〔新規〕				

参考指標	実績値 (H27)	実績値 (R3)
「管理職になることを求められたら引き受けるか」という設問に「引き受ける」と答えた女性の割合	35.0% (H27 市民意識調査)	36.4% (R3 市民意識調査)
事業所における男女の取り扱い (均等・どちらかといえば均等と回答した割合の合計)	「仕事の内容・分担」 71.7% 「配置・人事異動」 75.4% 「教育訓練及び研修の機会」 77.4% 「昇進・昇格」 69.8% (H28 事業所調査)	「仕事の内容・分担」 76.5% 「配置・人事異動」 78.4% 「教育訓練及び研修の機会」 78.5% 「昇進・昇格」 68.6% (R3 事業所調査)
自治会長に占める女性の割合	1.1% (H27 年 4 月時点)	2.2% (R3 年 4 月時点)

施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内企業数	9社 (H27 子育て応援・男女いきいき宣言登録企業累計数)	9社 (R2 累計数)	25社	40社
育児・介護休業制度の規定を設けている事業所の割合	育児休業制度 78.4% 介護休業制度 61.4% (H21 事業所調査)	育児休業制度 80.8% 介護休業制度 71.7% (R3 事業所調査)	85%	85%
男性の育児休業取得率	2.5% (H28 事業所調査)	48.4% (R3 事業所調査) ※対象者 31人中 15人	6%	13%

参考指標	実績値 (H27)	実績値 (R3)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	19.4% (H27 市民意識調査)	30.3% (R3 市民意識調査)
仕事と家庭生活（地域・個人の生活）との理想のバランス	仕事に専念 1.7% 仕事を優先 25.6% 両立したい 44.5% 家庭を優先 18.9% 家庭に専念 6.2% (H27 市民意識調査)	仕事に専念 3.1% 仕事を優先 24.9% 両立したい 43.8% 家庭を優先 18.7% 家庭に専念 5.4% (R3 市民意識調査)
仕事と家庭生活（地域・個人の生活）との現在のバランス	仕事に専念 11.8% 仕事を優先 26.3% 両立している 23.1% 家庭を優先 13.3% 家庭に専念 14.2% (H27 市民意識調査)	仕事に専念 5.9% 仕事を優先 20.8% 両立している 21.3% 家庭を優先 15.2% 家庭に専念 4.0% ※現在働いていないため 家庭中心 32.0% (R3 市民意識調査)
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	27.9% (H28 事業所調査)	54.5% (R3 事業所調査)

施策の方向 4 男女がともに担う子育てと介護への支援

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
主に男性を対象にした家事や育児、介護等に関する講座等の男性参加者数	53 人 (H26 年度実績年延べ人数)	100 人 (R1 年度実績年延べ人数)	70 人	100 人
夫（パートナー）が子育てに主体的に関わっていると思う人の割合	60.1% (H28 年度乳幼児健診問診)	53.7% (R2 年度乳幼児健診問診)	50%	100%
都留市子育て応援店登録店舗数	6 社 (H27 年度累計数)	10 社 (R2 年度累計数)	20 社	35 社

参考指標	実績値 (H27)	実績値 (R3)
市の合計特殊出生率	1.44 (H26 年度人口動態統計・住民基本台帳)	1.35 (R2 年度人口動態統計・住民基本台帳)
1 日に行う家事と仕事の平均時間 ※（ ）内は「配偶者あり」と答えた人の平均	【男性】 家事 1.2 時間（1.2 時間） 仕事 8.2 時間（8.4 時間） 【女性】 家事 4.6 時間（5.4 時間） 仕事 6.9 時間（6.4 時間）	【男性】 家事 1.3 時間（1.4 時間） 仕事 7.2 時間（7.5 時間） 【女性】 家事 4.5 時間（4.8 時間） 仕事 5.8 時間（5.4 時間）
延長保育や病児病後児保育などのニーズに対応した保育サービス	病児病後児保育（医療機関）268 人 休日保育（医療機関）108 人 延長保育実施 6 園 障がい児保育 6 園 （H29 年 1 月末時点）	病児病後児保育（医療機関）103 人 休日保育（医療機関）10 人 延長保育実施 4 園 障がい児保育 3 園 （R2 年 12 月末時点）
放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況	11 クラブ登録人数 437 人 (H29 年 1 月末現在)	11 クラブ登録人数 352 人 (R2 年 12 月末時点)
ファミリー・サポート・センター事業の利用状況	登録会員数 276 人 援助活動回数 213 回 （H29 年 1 月末現在）	登録会員数 400 人 援助活動回数 89 回 （R2 年 12 月末時点）

第四章 各種施策の推進

施策の方向 1 男女共同参画推進のための意識改革

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
「男女共同参画」という用語の理解度	29.5% (H27 市民意識調査)	36.5% (R3 市民意識調査)	50%	100%
男女共同参画に関する学びの時間を設ける小中学校数	0 校 (H27 年度実績)	11 校 (R2 年度実績)	6 校	11 校
ドメスティック・バイオレンスの被害を受けていると回答した人の割合	4.7% (H27 市民意識調査)	5.7% (R3 市民意識調査)	0%	0%

■ 施策 1 男女共同参画の意識づくり

◆市民の取組

日常生活の中で、身近にある習慣や慣行などに、固定的な性別役割分担意識がないか、性別などの違いによって差別するようなことがないか、改めて見直してみましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
1	総務課・地域環境課	様々な媒体を通じ男女共同参画に関する情報を発信します。	デジタル化社会への対応を踏まえて様々な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。
2	地域環境課	都留市男女共同参画推進委員会による出前講座を実施します。	都留市男女共同参画推進委員や職員による出前講座を実施します。
3	都留文科大学経営企画課	ジェンダー研究プログラムの推進及び講演会を実施します。	ジェンダー研究プログラムの推進及び講演会を実施します。

■ 施策 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

◆市民の取組

- ・行政や大学などが行う男女共同参画について学ぶ講座へ積極的に参加しましょう。
- ・日常から社会の動向に注目して情報収集し、学ぶ姿勢を身につけましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
4	市立図書館	男女共同参画関連図書の充実を図ります。	男女共同参画関連図書コーナーを設け、図書のほか県の男女共同参画計画、啓蒙パンフレット等の展示や配布を行います。また、SDGsの視点からジェンダー平等や性的マイノリティに対する理解を深め、差別や偏見をなくすための取り組みを進めます。
5	総務課	市職員に対して、男女共同参画についての研修を行います。	都留市男女共同参画推進フェスティバルへの参加を職員研修の場として活用するほか、職員研修を通じて職員の男女共同参画への意識づけに取り組みます。
6	産業課・地域環境課	市民や事業所向けに男女共同参画に関する講演会や催しを開催します。	市民や事業所向けに男女共同参画に関する講演会や啓発イベントを開催します。
7	学校教育課・市内各小中学校	教職員への都留市男女共同参画推進計画の配布と啓発を行います。また、学校教育における男女共同参画関連図書等の活用を図ります。	各学校に都留市男女共同参画推進計画を配布し、児童・生徒ひとりひとりの人格形成や相互意識の向上を図ります。また、教育教委議会において教職員を対象としたジェンダー教育等の勉強会を実施します。

■ 施策3 人権の尊重とあらゆる暴力などの根絶

◆市民の取組

- ・家庭内暴力（DV）や虐待などの暴力は「犯罪である」と認識を持ちましょう。
- ・ハラスメントは「人権の侵害である」という認識を持ち、辛い思いをしたときは、一人で抱え込まず、身近な人や相談機関などに話してみましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
8	健康子育て課・地域環境課	男女間での暴力根絶に向けた意識啓発を行います。	DVや暴力、性犯罪被害の根絶に向けた意識啓発を行います。
9	総務課	市職員に対して、セクハラやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を徹底します。	職員の人材育成の一環として職員研修などを通じた意識改革を進め、毎年度ハラスメント研修等を実施します。
10	市内事業所	事業所において職場のハラスメント防止に向けた取組を実施します。	事業所において職場のハラスメント防止に向けた取組を実施します。

1 1	健康子育て課・地域環境課	セクハラやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行います。	様々な場面でのハラスメントの防止に向けた意識啓発を行います。
1 2	健康子育て課・地域環境課	D V・デートD Vや虐待防止に向けた意識啓発を行います。	児童虐待やデートD Vの防止に向けた啓発活動をさらに推進します。
1 3	健康子育て課・市民課	D V・デートD Vや虐待、人権などに関する相談窓口を積極的に周知します。	D V・デートD Vや虐待、人権などに関する相談窓口を積極的に周知します。
1 4	健康子育て課・総務課・地域環境課	D V・デートD Vやセクハラに関する市民の相談に対応する専門の相談員の設置を検討します。	D V・デートD Vやハラスメント等に関する相談に対応する相談員の設置、協議組織の設置を検討します。
1 5	学校教育課・健康子育て課	県の配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、NPO による民間のシェルターなどと連携し、被害者の早期の保護を図ります。	家庭相談員、母子父子自立支援員、保健師と連携し、問題になるケースに対し、被害者の日常的な相談支援、関係機関への被害者と同行相談、施設への入所支援等、必要時の保護に向けてチームにおける対応支援をしていきます。
1 6	建設課	D Vの被害者に対して、公営住宅の入居条件を一部緩和し、被害者の自立を支援します。	D Vの被害者に対して、公営住宅の入居条件を可能な限り緩和し、安全・安心な暮らしが整うよう、被害者の自立を支援します。

施策の方向 2 女性活躍推進のための意識改革と環境整備

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
市の審議会委員等への女性の登用率	24.7% (H27 年度実績)	22.4% (R3 年 4 月時点)	30%	40%
市内事業所における指導的地位に占める女性の割合	15% (H21 事業所調査)	23.4% (R3 事業所調査)	30%	40%
市職員の管理職に占める女性の割合	7.7% (一般行政職 H27 年度実績)	22.7% (一般行政職 R3 年度実績)	30%	40%
各地域協働のまちづくり推進会における女性役員の割合	22.6% (H27 年度実績)	17.1% (R2 年度実績)	30%	40%

女性活躍や女性のエンパワーメント等に関する講座への参加者数 〔新規〕				
---	--	--	--	--

■ 施策 1 女性活躍推進のための意識改革 〔新規〕

◆市民の取組

- ・職場や地域など、様々な場面で女性も活躍できることを知り、実行しましょう。
- ・女性自身も、いきいきと輝く姿を目指し、講座などの機会を積極的に活用しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
17	地域環境課・ぴゅあ富士		女性向けのキャリアアップや管理職養成等のセミナーを実施します。
18	地域環境課・ぴゅあ富士		女性が職場や地域等で活躍することに前向きになれるような情報を周知します。
19	地域環境課・ぴゅあ富士		女性が職場や地域等で活躍することを周囲で応援する環境づくりのための意識啓発を行います。

■ 施策 2 女性の積極的登用

◆市民の取組

- ・女性自身も、積極的に管理職登用試験など、活躍できる機会にチャレンジしましょう。
- ・地域の役員等に、女性も積極的に登用する風土づくりを進めましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
20	審議会所管課	審議会等委員に女性を積極的に登用します。	審議会等の委員へ女性が積極的に参画してもらえよう支援します。
21	審議会所管課	審議会等委員への市民公募を推進します。	審議会等の委員への市民の公募を推進します。
22	全課	女性のまちづくりに対するアイデア・手法などを各担当が担う政策に積極的に反映するよう努めます。	女性のまちづくりに対するアイデア・手法などが各担当が担う政策に積極的に反映されるよう努めます。
23	総務課	市役所が市内事業所などの先行的事例となるよう、女性職員の採用、管理職への登用を推進します。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、数値目標を立てて女性職員の人材育成を推進します。

24	産業課・地域環境課	事業所における女性管理職登用を啓発します。	事業所において女性管理職の登用が推進されるように啓発を行います。
25	市内事業所	女性の非正規雇用社員から正規社員への登用や管理職など指導的地位への登用を積極的に推進します。	女性の非正規雇用社員から正規社員への登用や管理職など指導的地位への登用を積極的に推進します。
26	産業課・地域環境課	管理職などの指導的地位に女性の登用が進んだ事業所を広く周知します。	女性の活躍推進に取り組む事業所をモデルケースとして紹介し、周知を図ります。
27	総務課	地域防災活動への女性の参画を促します。	地域をはじめ、現場から政策・方針決定過程まで様々なレベルにおける防災活動への女性の参画を促します。
28	地域環境課	地域における主要な役職に女性を積極的に登用するよう働きかけます。	地域における役員等に女性が登用されるよう働きかけます。

■ 施策3 女性の就労支援

◆市民の取組

- ・エンパワーメントに役立つセミナーや講座に積極的に参加しましょう。
- ・女性のチャレンジを家族や地域ぐるみで応援しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
29	産業課・生涯学習課・地域環境課	女性のキャリア・アップや再就職支援に繋がる各種講座を開講します。	女性のキャリア・アップや再就職支援に繋がる各種講座を実施します。
30	産業課・生涯学習課・地域環境課	女性の起業や経営に関するセミナーを開催します。	女性の起業や経営に関するセミナーを実施します。
31	産業課	都留市農林産物直売所において、女性による出荷や出品を促進します。	農産物の生産、加工、販売までを手掛ける6次産業化を実施する農家は女性が多く、道の駅つるでも加工品は売り筋の商品になっているため、女性従業員が多い状況も踏まえ、女性の就労支援に資する取り組みを継続して実施します。
32	産業課	商工会などと連携を図りながら、女性の起業や経営に関する相談体制を充実させます。	商工会やハローワークと連携を図りながら、女性の起業・経営や就労に関する相談体制を充実させます。

3 3	産業課・地域環境課	事業所や従業員に対し育児・介護休業制度の普及啓発を推進します。	事業所や従業員に対し育児・介護休業制度の普及啓発を推進します。
3 4	市内事業所	業所において育児・介護休業制度の整備に努め、制度について従業員に周知します。	事業所において育児・介護休業制度の整備に努め、制度について従業員に周知します。
3 5	市内事業所	子育てや介護を担う女性が働き続けられるよう、柔軟な働き方の導入に努めます。	子育てや介護を担う女性が働き続けられるよう、柔軟な働き方の導入に努めます。

施策の方向 3 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内企業数	9 社 (H27 子育て応援・男女いきいき宣言登録企業累計数)	9 社 (R2 累計数)	25 社	40 社
育児・介護休業制度の規定を設けている事業所の割合	育児休業制度 78.4% 介護休業制度 61.4% (H21 事業所調査)	育児休業制度 80.8% 介護休業制度 71.7% (R3 事業所調査)	85%	85%
男性の育児休業取得率	2.5% (H28 事業所調査)	48.4% (R3 事業所調査) ※対象者 31 人中 15 人	6%	13%

■ 施策 1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

◆市民の取組

- ・育児休業や介護休業制度などを積極的に活用しましょう。
- ・家族全員で家事や育児・介護などに協力しましょう。
- ・育児や介護支援のボランティア活動に積極的に参画し、ともに支え合いましょう。
- ・働き方を見直し、家族と過ごす時間や趣味の時間などを充実させましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
36	地域環境課	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等を実施します。	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等を実施します。
37	地域環境課	ワーク・ライフ・バランス実現のメリットについて様々な媒体を通じて普及啓発を行います。	ワーク・ライフ・バランス実現のメリットについて様々な媒体を通じて普及啓発を行います。
38	産業課・地域環境課	育児・介護休業制度を始めとする休暇制度について広く周知します。	育児・介護休業制度を始めとする休暇制度について広く周知します。
39	市内事業所	従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。
40	総務課	市役所において、フレックスタイム制の導入などにより柔軟な働き方ができる環境整備に努めます。	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、週休日の振替制度や時差出勤制度を実施し、柔軟な働き方ができる環境整備を推進します。
41	生涯学習課・総務課・地域環境課	生涯学習やボランティア活動などの情報を広く周知します。	地域や個人の生活を豊かにする生涯学習やボランティア活動などの情報を広く周知します。

■ 施策2 事業所への啓発

◆市民の取組

- ・女性自身も、積極的に管理職登用試験など、活躍できる機会にチャレンジしましょう。
- ・地域の役員等に、女性も積極的に登用する風土づくりを進めましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
42	地域環境課	市内事業所に対し、男女共同参画に関する進捗状況調査を行い公表します。	市内事業所に対し、男女共同参画に関する進捗状況調査を行い、結果を公表します。
43	地域環境課	優良事業主を広く周知するとともに、市独自の表彰制度の創設について検討します。	先進的な取組や優良事業主などの事例の周知を行います。
44	産業課・地域環境課	都留市経営者連絡協議会や都留市商工会と連携を図りながら、市内事業主に対して働きかけます。	都留市経営者連絡協議会や都留市商工会と連携を図りながら、市内事業主に対して働きかけます。

施策の方向 4 男女がともに担う子育てと介護への支援

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
主に男性を対象にした家事や育児、介護等に関する講座等の男性参加者数	53 人 (H26 年度実績年延べ人数)	100 人 (R1 年度実績年延べ人数)	70 人	100 人
夫（パートナー）が子育てに主体的に関わっていると思う人の割合	60.1% (H28 年度乳幼児健診問診)	53.7% (R2 年度乳幼児健診問診)	50%	100%
都留市子育て応援店登録店舗数	6 社 (H27 年度累計数)	10 社 (R2 年度累計数)	20 社	35 社

■ 施策 1 男性の子育てや介護への参画促進

◆市民の取組

- ・男性も育児や家事、介護に積極的に参画し、家族で助け合いましょう。
- ・男性が育児や家事、介護に参画することを地域全体で応援しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
4 5	生涯学習課・地域環境課	主に男性を対象にした家事育児、介護に関する講座を実施します。	主に男性を対象にした家事育児、介護に関する講座を実施します。
4 6	健康子育て課	親子のふれあいの場への父親の参加を促し、父親同士の交流の場づくりを検討します。	妊娠期や乳幼児期等における男性の育児参加について啓発活動を行い、参加できる機会づくりに向けた取り組みを検討します。
4 7	生涯学習課	まちづくり交流センター「交流室」を「イクメン交流の場」として普及推進を図ります。	健康子育て課や子育て支援グループとの連携を図り、まちづくり交流センター「交流室」を男性の子育て支援等の場として取り組みを推進します。
4 8	地域環境課	「イクボス」や「イクメン」の普及啓発に努め、優良事例を広く周知します。	「イクボス」や「イクメン」など、男性の家事育児参加促進に向けて、優良事例を広く周知します。

49	地域環境課	市内事業所に対し男性の育児・介護休業制度の取得促進を働きかけます。	市内事業所に対し男性の育児・介護休業制度の取得促進を働きかけます。
50	地域環境課・健康子育て課・産業課		男性の育児・介護休業取得促進を含め、働きやすい職場環境整備に取り組む事業所への市独自の奨励制度を創設し、周知を図ります。
51	市内事業所	男性が育児・介護休業を始めとした休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。	男性が育児・介護休業等の長期休暇も含め、休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。
52	総務課	市役所が市内事業所などの先行的事例となるよう、市男性職員の育児・介護休業などの取得率の向上を推進し、特に、男性職員の育児参加休暇の取得率向上に努めます。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、数値目標を立てて男性職員の休暇取得を推進します。 また、男性職員が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成及び啓発に努めます。

■ 施策2 行政や地域全体で行う子育て・介護への支援

◆市民の取組

- ・子どもを地域全体で守り、育てるという意識を持ちましょう。
- ・困った時に頼れる、親しい人を地域の中で持ちましょう。
- ・年齢を重ねてもいつまでも元気でいられるよう、日頃から介護予防に努めましょう。
- ・地域ぐるみで高齢者を支えましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
53	健康子育て課	延長保育や病児病後児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応します。	延長保育や病児病後児保育を継続的に行うことで、多様な保育ニーズに適切に対応し、子育てと就労の両立を支援します。
54	健康子育て課	放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図ります。	市内の放課後児童クラブの運営を、保護者会等に代わり NPO 法人が行うことで、保護者の負担軽減と保育の質の向上を図ります。
55	健康子育て課	ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	まちづくり交流センターをファミリー・サポート・センターの拠点とすることで、相互の援助活動をしやすい環境を整備し、子育てと就労等の両立を推進できる体制を確保します。
56	健康子育て課	子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。	すこやか医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担軽減を図る事業を継続して行います。

57	健康子育て課	地域子育て支援センターを中心とした子育て相談への対応の充実を図ります。	地域子育て支援センターにおいて専門職の切れ目ない相談等を実施することで、子育て支援を充実させます。
58	健康子育て課	母子・父子家庭などのひとり親家庭の自立支援の充実を図ります。	ひとり親家庭の自立支援のため、法令等に基づく補助・助成事業を実施します。
59	健康子育て課・地域環境課	子育てグループ等へ支援を行うとともに、活動の場づくりを進め、グループのネットワークづくりに努めます。	子育てサークル等へ継続的に補助を実施し、子育て世帯の交流活動を推進します。
60	長寿介護課	認知症サポーター養成講座の開催など、要介護者を地域で支える環境づくりを行います。	認知症サポーター養成講座の開催など、要介護者を地域で支える環境づくりを行います。
61	長寿介護課	ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど各種サービスの充実を図ります。	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、在宅介護を支援するための各種事業を充実し、適正な利用を推進します。
62	長寿介護課	総合的な相談窓口機能を充実し、要介護者の在宅支援の充実を図ります。	総合的な相談窓口機能を充実し、要介護者の在宅支援の充実を図ります。

施策の方向5 推進体制の充実

■ 施策1 市民と行政の協働に基づく推進体制の整備

◆市民の取組

- ・男女共同参画を難しく考えず、できることから少しずつ行動しましょう。
- ・市の男女共同参画の施策に関心を持ち、積極的に参画しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
63	地域環境課	都留市男女共同参画推進委員会や男女共同参画に関する活動を行う団体等の活動を支援するとともに、それらの意見を市の施策に反映するよう努めます。	都留市男女共同参画推進委員会や男女共同参画に関する活動を行う団体等の活動を支援するとともに、活動内容や意見を市の施策に反映するよう努めます。
64	地域環境課	市内における事業所、学校など各種団体と連携を図りながら、地域社会に男女共同参画の意識を広めます。	事業所、学校などの各種団体と連携を図りながら、地域一体となって男女共同参画を推進する意識を醸成します。

■ 施策 2 庁内推進体制の強化

◆市民の取組

- ・市の施策に関する情報にアンテナを立てて、男女共同参画の視点が活かされているか、チェックしましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
6 5	総務課	男女共同参画の視点がすべての施策に活かされるよう、職員に男女共同参画についての研修や情報提供を積極的に行います。	男女共同参画に関連する情報や職員研修などの研修機関からの関連した研修案内など、主管課との連携により情報収集、活用を図り、職員の意識を高めます。
6 6	地域環境課	市の部長・課長等を構成メンバーとする都留市男女共同参画推進会議の定期的な開催により、各部課相互の連携を図り、施策の推進と着実な進行管理を行います。	市の庁内組織である都留市男女共同参画推進会議の運用により、各部課相互の連携を図り、施策の推進と着実な進行管理を行います。
6 7	地域環境課	計画を着実に推進するため、男女共同参画の進捗状況・数値目標の達成状況を調査し、施策の検証・評価を毎年行います。	計画を着実に推進するため、男女共同参画の進捗状況・数値目標の達成状況を調査し、施策の検証・評価を毎年行います。
6 8	地域環境課	男女共同参画推進委員会をはじめとする、男女共同参画に係る活動をする市民に計画の推進状況を報告するとともに、計画実行に対する課題や新たな施策等について協議します。	男女共同参画推進委員会をはじめとする、男女共同参画に係る活動をする市民に計画の推進状況を報告するとともに、計画実行に対する課題や新たな施策等について協議します。

資料編

男女共同参画の推進に関する年表

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
1945年度 (昭 20)		・衆議院議員選挙法 改正公布（婦人参 政権実現）		
1946年度 (昭 21)	・国連経済社会理事 会に婦人の地位委 員会設置	・日本国憲法公布		
1948年度 (昭 23)	・世界人権宣言採択			
1967年度 (昭 42)	・女子に対する差別 撤廃宣言採択			
1975年度 (昭 50)	・国際婦人年世界会 議開催（メキシコ） ・世界行動計画採択 ・国連婦人の十年宣 言（1976～85）	・総理府に婦人問題 企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担 当室設置		
1977年度 (昭 52)		・国内行動計画策定		
1979年度 (昭 54)	・女子に対するあら ゆる形態の差別の 撤廃に関する条約 を採択（日本含）		・婦人問題に関する 意識と実態の調査 実施	
1980年度 (昭 55)	・国連婦人の十年中 間年世界会議開催 （コペンハーゲン）	・女子に対するあら ゆる形態の差別の 撤廃に関する条約 に署名	・青少年婦人対策課 を設置	
1981年度 (昭 56)	・男女労働者特に家 族的責任を有する 労働者の機会均等 及び均等待遇に関 する条約採択(ILO 総会)	・民法及び家事審判 法の一部改正（配 偶者の相続分 1/3 →1/2）	・山梨県婦人行動計 画策定 ・山梨県女性関係行 政推進会議設置	
1984年度 (昭 59)			・総合婦人会館開館	・都留市婦人団体連 絡協議会設立
1985年度 (昭 60)	・国連婦人の十年世 界会議開催（ナイ ロビ） ・婦人の地位向上の ためのナイロビ将 来戦略採択	・国籍法改正 ・男女雇用機会均等 法公布 ・女子に対するあら ゆる形態の差別の 撤廃に関する条例 批准	・青少年婦人対策課 を青少年婦人課と 改称	

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
1987年度 (昭 62)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定		
1989年度 (平元)			・婦人問題に関する意識と実態の調査実施	・都留市立宝保育所に初の女性所長起用
1990年度 (平 2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連経済社会理事会)		・富士女性センター(現びゅあ富士)開館	・市立文化会館に初の女性館長起用
1991年度 (平 3)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・育児休業法公布	・やまなし女性いきいきプラン策定 ・やまなし女性いきいきプラン推進懇話会設置	・女性のための講演会「いつも何かにときめいていよう」女優 藤田弓子氏
1992年度 (平 4)		・初の婦人問題担当大臣を設置	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置	・女性のための講演会「明日は今日より素晴らしい」エッセイスト 山内美郷氏
1993年度 (平 5)	・国連世界人権会議開催(ウィーン)	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー制度新設 ・地域女性活動推進懇話会設置	・女性のための講演会「外国人から見た日本人」アントン・ウィツキー氏 ・女性問題に関する意識と実態調査実施
1994年度 (平 6)	・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科男女必修実施		・男女共生をめざす講演会「自分らしく生きる一秒の重さ」石川牧子氏 ・都留市女性問題懇話会設置 ・都留市女性関係行政推進会議設置 ・市民課に初の女性課長起用
1995年度 (平 7)	・第 4 回世界女性会議開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156 号条約(家族的責任条約)批准 ・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)		・男女共生をめざす講演会「時代を生きる女学」神津カナ氏 ・都留市女性プラン策定

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
1996年度 (平 8)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・男女共同参画 2000 年プラン策定	・峡南女性センター（現ぴゅあ峡南）開館	・第 1 回女性プラン推進フェスティバル開催 ・都留市女性プラン推進委員会設置 ・都留市女性プラン策定
1997年度 (平 9)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・男女雇用機会均等法改正 ・介護保険法公布		・第 2 回女性プラン推進フェスティバル開催
1998年度 (平 10)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申	・やまなしヒューマンプラン 21 策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン 21 推進懇話会設置	・第 3 回女性プラン推進フェスティバル開催
1999年度 (平 11)		・男女共同参画基本法公布、施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申		・第 4 回女性プラン推進フェスティバル開催 ・都留市男女共同参画推進委員会設置 ・都留市男女共同参画基本条例制定
2000年度 (平 12)	・国連特別総会女性 2000 年会議開催（ニューヨーク）	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方針について」と男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方－21 世紀の最重要課題－」答申 ・男女共同参画基本計画策定	・男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施	・男女共同参画都市を宣言 ・都留市男女共同参画基本条例制定記念講演会
2001年度 (平 13)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（DV 法）		・都留市女性能力開発講座（シャインアップセミナー）実施 ・第 5 回男女共同参画推進フェスティバル開催

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
2002 年度 (平 14)			・ 山梨県男女共同参画計画策定	・ 第 6 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2003 年度 (平 15)				・ 第 7 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2004 年度 (平 16)				・ 男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・ 第 8 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2005 年度 (平 17)		・ 男女共同参画基本計画(第 2 次)策定	・ 男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施 ・ 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・ 第 9 回男女共同参画推進フェスティバル開催 ・ 都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～策定
2006 年度 (平 18)	・ 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	・ 男女雇用機会均等法改正	・ 第 2 次山梨県男女共同参画計画策定	・ 第 10 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2007 年度 (平 19)		・ DV 法改正 ・ DV 基本方針改定	・ やまなし女性の知恵委員会設置	・ 第 11 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2008 年度 (平 20)			・ 第 2 次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・ 第 12 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2009 年度 (平 21)			・ 男女共同参画推進センターに指定管理制度を導入	・ 男女共同参画に関する事業所アンケート実施 ・ 第 13 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2010 年度 (平 22)	・ ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(H23.1 発足予定)(略称 UN Women)の最高責任者に初代前チリ大統領のミCHEL・バチエレ氏決定	・ 改正育児・介護休業法施行 ・ 男女共同参画審議会「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・ 第 3 次男女共同参画基本計画策定	・ 男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施	・ 第 14 回都留市男女共同参画推進フェスティバル(都留市男女共同参画都市宣言 10 周年記念シンポジウム)開催

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
2011 年度 (平 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称 UN Women)発足		・第 3 次山梨県男女共同参画計画策定	・第 15 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2012 年度 (平 24)	・「日本再生のための政策 OECD の提言」を公表(日本の将来にとって最も重要な分野の 1 つに男女格差の是正を挙げる)	・DV 基本方針一部改正 ・第 1 回「カエルの星」を認定 ・女子大生を対象とした「働こう! なでしこ学生サミット」を開催 ・男女共同参画局 Facebook ページ開設	・企業における男女共同参画実践活動支援事業開始 ・地域における男女共同参画支援事業開始	・第 16 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2013 年度 (平 25)	・第 58 回国連婦人の地位委員会	・配偶者暴力防止法改正 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成	・第 3 次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定	
2014 年度 (平 26)		・すべての女性が輝く社会づくり本部設置	・やまなし企業子宝率調査実施	・第 17 回都留市男女共同参画推進フェスティバル・ぴゅあ富士シンポジウム開催
2015 年度 (平 27)	・第 3 回国連防災会議が仙台市で開催される(防災における女性のリーダーシップの発揮について議論) ・APEC 女性と経済フォーラム 2015 開催 ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)の採択 ・第 60 回国連女性の地位委員会	・女性活躍加速のための重点方針 2015 の決定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)施行 ・第 4 次男女共同参画基本計画策定	・山梨県結婚・出産・子育て等に関する県民アンケート調査実施 ・輝く女性応援会議 in 山梨開催	・第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査実施 ・第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定 ・第 18 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2016 年度 (平 28)	・G7 伊勢志摩サミット開催(女性の活躍推進を発信) ・APEC 女性と経済フォーラム 2016 開催 ・第 61 回国連女性の地位委員会	・女性活躍加速のための重点方針 2016 の決定 ・女性活躍推進法「見える化」サイトの開設	・第 4 次山梨県男女共同参画計画策定	・第 19 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催

	世 界	日 本	山 梨 県	都 留 市
2017年度 (平 29)	・ G7 タオルミーナ・サミット開催 (ジェンダー主流化に向けた協議) ・ APEC 女性と経済フォーラム 2017 開催 ・ G7 男女共同参画担当大臣会合 ・ 第 62 回国連女性の地位委員会	・ 女性活躍加速のための重点方針 2017 の決定		・ 第 20 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2018年度 (平 30)	・ APEC 女性と経済フォーラム 2018 開催	・ 女性活躍加速のための重点方針 2018 及びセクシュアルハラスメントの対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の決定		・ 第 21 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2019年度 (令元)	・ 日本が議長国となり G20 開催 Women20 (W20) と国際女性会議 WAW! 同時開催 ・ APEC 女性と経済フォーラム 2019 開催	・ 女性活躍加速のための重点方針 2019 の決定 ・ 女性活躍推進法の一部改正 (一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化等を改正)	・ 第 4 次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定 ・ やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議設置 ・ 「山梨えるみん」認定企業制度の創設	
2020年度 (令 2)	・ 国連 新型コロナウイルス感染症の女性への影響に関する報告書を発表 ・ APEC 女性と経済フォーラム 2020 開催 ・ 第 65 回国連女性の地位委員会	・ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめ ・ 女性活躍加速のための重点方針 2020 の決定 ・ 第 5 次男女共同参画基本計画策定	・ 男女共同参画に関するアンケート調査実施	
2021年度 (令 3)	・ G20 女性活躍担当大臣会合の開催 ・ APEC 女性と経済フォーラム 2021 開催	・ 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 の決定		・ 男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・ 働きやすい職場づくりに関するアンケート調査実施

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行

われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合

的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

都留市男女共同参画基本条例

(平成 12 年 3 月 2 日 条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の基本理念(以下「基本理念」という。)を明確にし、その実現に向けて、都留市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策に必要な事項を定め、もって男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で、「事業者等」とは、営利法人、営利を目的とした個人、公益法人、NPO 及び自治会等をいう。

(基本理念)

第 3 条 基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画について、市民、事業者等の理解が深まるよう、必要な普及啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第 6 条 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者等は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(都留市男女共同参画推進計画)

第 7 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、都留市男女共同参画推進計画を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進するものとする。

(調査研究及び公表)

第 8 条 市は、男女共同参画推進のための施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の理解を深めるため、前項による調査研究の成果を広く公表するものとする。

(他の地方自治体等及び民間の団体との協力)

第 9 条 市は、男女共同参画を推進するため他の地方自治体及び民間団体との連携に努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第 10 条 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性別を理由とする差別的な取り扱いをしてはならない。

2 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性的行為の強要又は性的な言動による生活環境の侵害(セクシュアルハラスメント)及び夫や恋人等親しい関係の男性から女性に向けられる暴力(ドメスティック・バイオレンス)をしてはならない。

3 市は、セクシュアルハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは人権侵害であるとの認識にたち、その防止のための啓発に努めなければならない。

(男女共同参画の促進)

第 11 条 市は、事業者等に対して、女性の参画状況について報告を求め、公表するとともに必要に応じ事業者等に対し働きかけを行うものとする。

2 市は、事業者等に対して女性の参画促進に向けた先進的な取組事例の報告を求め、促進に積極的な事業者等に対して、表彰等を行うものとする。

3 市は、男女共同参画を促進するために、積極的支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進委員会設置条例

(平成 12 年 3 月 24 日 条例第 7 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として都留市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号について協議し、市長に報告する。

- (1) 都留市の男女共同参画社会の形成に関すること。
- (2) 男女の人権の尊重に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民部地域環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進会議設置要綱

(平成 16 年 12 月 20 日 訓令第 19 号)

(設置)

第 1 条 都留市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するため、都留市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は次に掲げる事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 都留市男女共同参画推進計画の策定の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市民部長をもって充て、副会長は、教育次長をもって充てる。

3 委員は、部長、市立病院事務局長及び各課等の長をもって充てる。ただし、必要と認めるときは、会長が若干人を指名することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は推進会議を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、市民部地域環境課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 12 月 21 日から施行する。

